

皆さんこんにちは。青森市勝田で会計事務所を経営している、公認会計士・税理士の西谷俊広です。

今回も引き続き、税務調査のポイントについてお話しします。テーマは収入です。

○未収入金の計上漏れ
収入の漏れとしては、2か月遅れで入金される診療報酬の未収計上を失念するケースがよくあります。診療を行ったものについて

は、入金の有無にかかわらず収入計上しなければなりません。労災や自賠責は、事故や損害の調査の結果待ち等で入金さらに遅いこともあるので、収入計上を失念するケースがあります。

○自由診療報酬の計上漏れ

自由診療については窓口での直接の現金授受となるので、間違いが生じやすく、税務調査でも重点的な調査項目となります。

○歯科矯正料の収入すべき時期

歯科矯正料の収入すべき時期については、通常は装置の装着時点が売上上の計上時期となります。歯科矯正は、装置の代金、装着料の他に矯正治

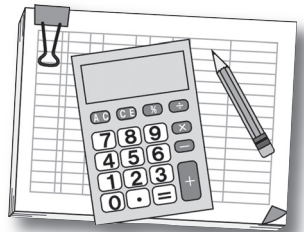
療の全期間を通じた基本料金がかかることから、どの時点で売上に計上するべきかの問題がかつてよりありました。国税庁のホームページで「歯科矯正料の収入すべき時期」の質疑応答事例が掲載されています。

○患者負担金の免除

クリニックの関係者を診療した際に、万一、患者自己負担分を免除した場合でも収入計上が必要です。会計処理としては収入と費用を両建てする

【今月のテーマ】 税務調査のポイント その3

ことになりま
す。ドクター
本人、及びそ
の家族に対す
るものは家事
関連費、従業
員に対するも
のは福利厚生
費、友人や知
人に対するも
のは接待交際費となります。



が判明する場
合がありま
す。
○雑収入の計
上漏れ
自動販売機
や公衆電話等
の収入も失念
しやすい項目
です。

○租税特別措置法26条との関係

措置法26条は保険診療報酬が5000万円以下で、かつ収入金額が7000万円以下の場合に適用されます。保険診療報酬や収入金額がその近辺の場合、税務調査では重点的に収入をチェックされることとなります。未収計上が発覚して、

筆者紹介



西谷俊広（にしやとしひろ）。公認会計士、税理士。昭和43年青森市生まれ。函館ラサール高校卒、東京外国語大学英米科卒、監査法人トーマツ勤務、国際協力銀行勤務を経て平成13年に帰青。三浦公武税理士事務所、西谷律男税理士事務所、阿部陽一税理士事務所を継承し現在に至る。平成28年6月より、みちのく銀行社外取締役（現任）。

その報酬を加えた結果、保険診療報酬が5000万円、もしくは収入金額が7000万円を超える場合は措置法の適用ができなくなります。

医業

学ぶ

知る

税務